

第4章 緑地の保全及び緑化の目標

- 1 計画のフレーム
- 2 計画の目標水準
 - (1) 緑地の確保目標
 - (2) 都市緑化の目標
 - (3) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の指標



緑の基本計画

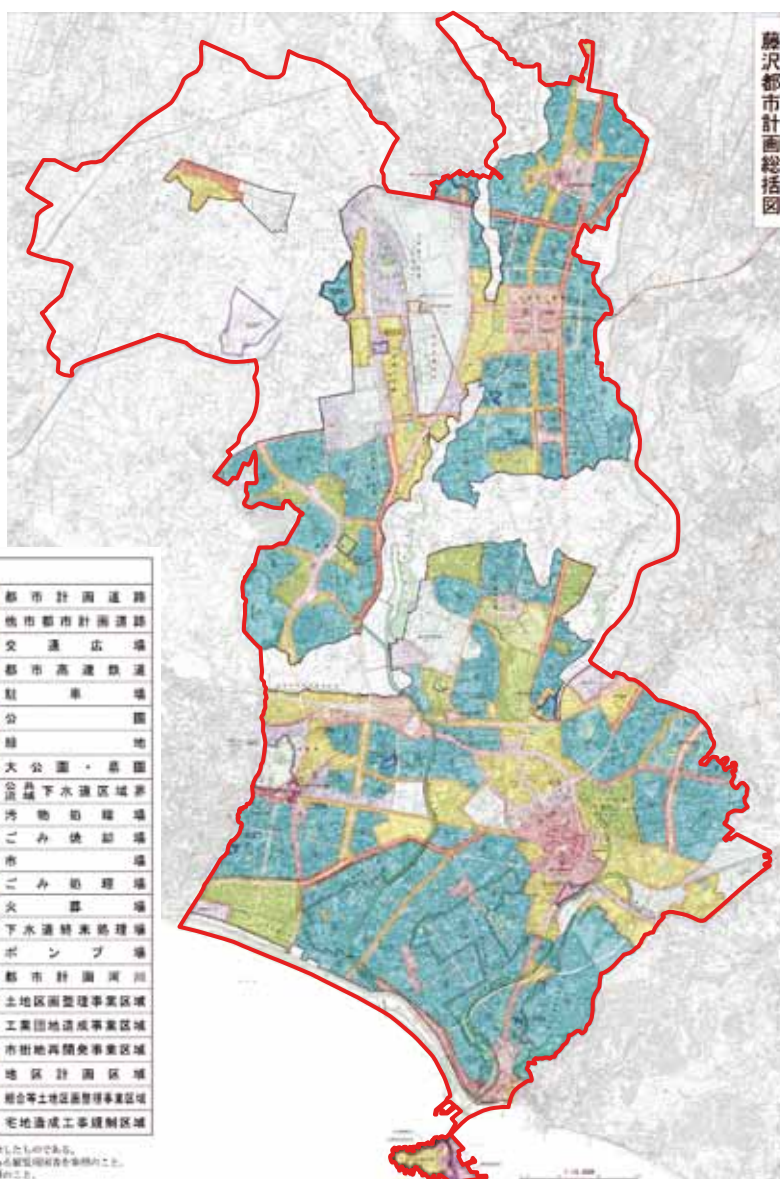
第4章 緑地の保全及び緑化の目標

4-1 計画のフレーム

計画の対象区域は、本市の都市計画区域（約6,951ha）とします。

【計画対象区域】

計画対象区域名称	計画対象規模	
	藤沢都市計画区域	藤沢市の全域
6,951ha		4,686ha



凡		例	
都市計画区域境界(市行政区境界)	市街化調整区域	都市計画道路	他市都市計画道路
用途地域種類	第一種低層住居専用地域	交通広場	都市高速鉄道
	第二種低層住居専用地域	駐車場	公園
	第一種中高層住居専用地域	緑地	大公園・農園
	第二種中高層住居専用地域	公園	公園(下水道区域界)
	第一種住居地域	汚物貯留場	二み処理場
	第二種住居地域	市み処理場	二み処理場
	準住居地域	火葬場	下水道排水処理場
	近隣商業地域	下水ポンプ場	都市計画河川
	商業地域	都市計画河川	土地区画整理事業区域
	準工業地域	市街地再開発事業区域	工業団地造成事業区域
	工業専用地域	地区計画区域	総合等土地区画整理事業区域
	工業専用地域	その他	宅地造成工事規制区域
	土留置・傾斜地(※)		
	土留置・傾斜地(※)		
	土留置・傾斜地(※)		
	土留置・傾斜地(※)		
	土留置・傾斜地(※)		
	土留置・傾斜地(※)		
	土留置・傾斜地(※)		
	土留置・傾斜地(※)		
	土留置・傾斜地(※)		
	土留置・傾斜地(※)		
	土留置・傾斜地(※)		
	土留置・傾斜地(※)		
	土留置・傾斜地(※)		
	土留置・傾斜地(※)		
	土留置・傾斜地(※)		
	土留置・傾斜地(※)		
	土留置・傾斜地(※)		

2011年（平成23年）4月時点

【藤沢都市計画総括図】

第4章

4-2 計画の目標水準

緑あふれる質の高い都市の構築をめざす基本理念のもと、緑の将来像の実現とともに、「緑」の永続性を少しでも高いものとするため、緑地の確保目標を定めます。そして、「緑」そのものの量を増やし、質を高めるため、都市緑化の目標を定めます。

目標年次は、将来達成すべき最終的な目標（最終目標）とし、段階的な目標として中間年次（2020年（平成32年）、2030年（平成42年））を設けることとします。

(1) 緑地の確保目標

確保すべき緑地の目標量は、これまでの実績や今後の展開、都市計画上の観点などから、計画対象区域のおおむね30%を目標とします。この目標を達成するために中間目標を掲げ、段階的に計画を推進します。

【緑地の確保目標】

	2000年 (平成12年)	2010年 (平成22年)	2020年 (平成32年)	2030年 (平成42年)	最終目標
計画対象区域	26%	26%	27%	29%	30%
うち市街化区域	14%	14%	15%	16%	18%

【（参考）緑地の確保目標で計上する緑地の種類】

緑地	施設緑地	都市公園		都市公園法で規定するもの	都市公園等
		都市公園以外	公共施設緑地	都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設	
地域制緑地	都市公園以外	公共施設緑地	都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設	都市公園を除く公共空地 自転車歩行者専用道路・歩行者専用道路 地方自治法設置又は市町村条例設置の公園 公開している教育施設(国公立) 河川緑地 港湾緑地 公共団体が設置している運動場やグラウンド等	都市公園等
		公共公益施設における植栽地等	公共公益施設における植栽地等	学校の植栽地 下水処理場等の付属緑地 道路環境施設帯及び植樹帯 その他の公共公益施設における植栽地等 等	
	民間緑地施設	民間緑地施設	民間緑地施設	市民農園(上記以外) 公開している教育施設(私立) 寺社境内地 等	
地域制緑地	地域制緑地	法による地域		緑地保全地域(都市緑地法) 特別緑地保全地区(都市緑地法) 生産緑地地区(生産緑地法) 自然環境保全地域(自然環境保全法) 農業振興地域内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律) 河川区域(河川法) 保安林区域(森林法) 地域森林計画対象民有林(森林法) 等	
		条例等によるもの		条例、要綱、契約、協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区 樹林地の保存契約 協定による工場の植栽地(協定等緑地) 等	

(2) 都市緑化の目標

「緑地の確保目標」は主に永続性の担保を目的として掲げている目標であり、公共施設、社寺及び工場などの大規模な一部の私有地などの緑を対象としているため、実際に市街地で目に触れることが多い住宅地の緑や店先の緑など、身近な緑については計上されません。これらの緑は市民一人ひとりの心がけや努力によって守り、増やすことができる緑です。そこで、これらの緑に着目し、都市緑化の推進のために、次の目標を掲げ、施策を展開します。

■ 都市緑化の目標 ■

- ①今ある緑を大切にし、目にうつる緑の量を増やすとともに、緑の質を高めます。
- ②計画対象区域の緑被率を30%以上とします。

(3) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の指標

緑地の確保目標をもとに、直接市民が利用したり感じたりすることができる都市公園などの施設を整備する目安として、一人当たりの面積比率を指標とし、整備を推進します。

【計画対象区域全体に対する一人当たりの面積比率】

	2000年 (平成12年)	2010年 (平成22年)	2020年 (平成32年)	2030年 (平成42年)	最終目標
都市公園	5.3㎡/人	5.4㎡/人	6㎡/人	9㎡/人	11㎡/人
都市公園等	11.2㎡/人	13.5㎡/人	14㎡/人	17㎡/人	20㎡/人

※将来の人口推移をもとに算出

【(参考) 将来人口の見通し】

一人当たりの都市公園、都市公園等の面積比率に用いる人口は、2030年(平成42年)で40万3千人とし、最終目標時点の人口を39万2千人と設定します。

	2000年 (平成12年)	2010年 (平成22年)	2020年 (平成32年)	2030年 (平成42年)	最終目標 (参考値)
計画対象区域	385千人	408千人	417千人	403千人	392千人
うち市街化区域	364千人	382千人	390千人	377千人	367千人

※計画対象区域の将来人口は、「藤沢市新総合計画」の値をもとに設定しています。ただし、最終目標時点の人口は想定できないため、将来推計が公表されている2035年(平成47年)の数値(39万2千人)を参考に設定しています。